

らせ



行政相談を利用してみませんか

10月15日(月)から21日(日)は行政相談週間です

行政相談は、行政に関する苦情や意見・要望を受け、その解決や実現を図るもので、行政相談委員が皆さんの身近な相談相手になっています。相談は無料で秘密は守られます。

○年金、医療保険、老人保健・福祉
○雇用保険○登記事務○道路○生活衛生○郵便・貯金・簡易保険○消費者保護○窓口のサービス

※行政相談は市役所で定例的(原則として毎月20日)に行っています。

※相談日以外でも、自宅で相談を受け付けています。

各種委員会合同相談所の開設

定例相談とは別に(臨時的)開設する相談所で、他の各種委員との合同相談所を次のとおり開設します。

開設日時 10月19日(金)午後1時~4時

開設場所 市役所3階 大会議室

問合せ先 市民生活課 窓口担当

10月は労働保険適用促進月間です

社員、パート、アルバイトなど1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

問合せ先

都留労働基準監督署 ☎(43)2195

ハローワーク都留 ☎(43)5141

※10月1日より雇用保険の受給資格要件が改正されました。詳細はハローワーク都留までお問い合わせください。

税理士会による無料相談

日時 10月13日(土)

午後1時30分~4時30分

場所 大月支部事務局(山梨中央銀行吉田支店前芙蓉建設2階)

内容 相続税、贈与税、所得税ほか

問合せ先 ☎0555(22)8481

水道の災害対策

地震・台風など、災害はいつ起こるかわかりません。災害時にもっとも大切なのは飲料水の確保です。市では市民の皆様の飲料水が確保できるよう日ごろから施設の点検や、耐震化への整備を進めています。

配水池緊急遮断設備

地震などの災害で配水管が破損すると、配水池から大量の水が流出し飲料水の不足または、流出した水による2次災害が発生する可能性があります。このような事態を防止するため、大地震などにより配水池の流量計が過度な流量を感知すると、自動的に緊急遮断弁が閉じ、飲料水を確保する装置を随時設置しています。

応急給水活動

災害時における応急給水用資機材として、6リットル用の非常飲料水用ポリ袋を常備しています。また、積載型(トラックの荷台に給水タンクを積んだもの)の給水タンク車があり、災害時においても迅速に飲料水の供給ができます。また、平常時には水道工事に伴う断水の際にも活躍しています。

ご家庭での飲料水確保

人間が生命を維持するために必要な水の量は「成人で1日3リットル」と言われています。一人ひとりの水の確保が大切ですので、万一に備え飲料水の「くみ置き」を用意しておきましょう。「くみ置き」は、清潔でフタのできる容器に空気が残らないよう口元いっぱいまで入れ、日の当たらない涼しい場所で保管してください。

保存期間の目安

○日の当たらない涼しい場所の場合 夏期は3日間 冬期は5日間

○冷蔵庫の場合 1週間

上記を参考にして、こまめに水を交換してください。

保存期間は、保管場所や水温、容器の材質や洗浄状態によって異なります。あくまでも目安ですので、なるべく早く飲用してください。

問合せ先 水道課 業務担当

外国人雇用状況のハローワークへの届け出が義務化されます(10月1日~)

○雇用保険の被保険者である外国人の場合

雇用保険被保険者資格取得届(喪失届)の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍などを記載することで届け出ることができます。

○雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

届け出様式(ハローワーク窓口で配付)にて、雇い入れまたは離職の場合とも翌月末日までに届け出てください。

○平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人の場合

届け出様式にて平成20年10月1日までに(離職した場合は翌月末日までに)届け出てください。

振り込め詐欺多発!

大月警察署管内において、今年に入ってから「オレオレ詐欺」などの振り込め詐欺事件が多発しています。

主な手口

「先物取引に手を出し、会社に監査が入った」、「経理の先輩と株を買い、会社の金を使い込んだ」などを理由に、銀行窓口・ATMでの振り込み、郵便局の「エスパック」を使つての送金によりお金を騙し取ろうとしています。※不審な電話が架かってきたら、一人で悩まず警察に相談しましょう。